

債権者登録兼支払金口座振替（新規・変更）依頼書

私が今後、武蔵村山市から受領する支払金については、下記のとおり依頼します。  
この依頼書に基づき支払がなされたときは、同時に武蔵村山市から請求金の弁済を受けたものとします。

なお、変更届を提出しない限り、下記支払方法で支払がなされることについて、異議の申立てはいたしません。

また、下記の事項については、武蔵村山市の財務会計システム（電子計算組織）に登録されることを承諾します。

新規登録記入例

××年××月××日

武蔵村山市長 殿		前金払等複数の口座を指定するときの名称		〇〇事業用口座	
郵便番号	〒 2 0 8 - 0 0 0 4				
住所	東京都武蔵村山市本町1-1-1				
電話番号	042 - 565 - 1111				
フリガナ	カ) ヲカ イヤ ムサシムラヤマシヨウカイ		契約・請求時使用印鑑		
商号 または 法人名	株式会社 武蔵村山商会		締 代 役 表 印 取		
フリガナ	ガ) ヲカ イヤ ムサシムラヤマシヨウカイ				
氏名 または 代表者職氏名	代表取締役 武蔵 太郎				
金融機関名	〇〇	銀行 農協 信用金庫 信用組合	△△	支店	
金融機関コード	1234		支店コード	567	
預金種別	① 普通 2 当座 4 貯蓄				
口座番号	0 1 2 3 4 5 6 *右詰めで御記入ください。				
フリガナ	カ) ムサシムラヤマシヨウカイ				
口座名義	株式会社 武蔵村山商会				
口座振替 通知書の 作成希望	① 希望しない ② 希望する 受取日（振込の都度・月1回） ◎ 会計課窓口での受取りとなります（郵送不可）。 ◎ 振込日から保管期間（6ヶ月）を過ぎた場合は、次回から発行を停止します。				
変更事項	1. 住所電話 2. 商号または法人名 3. 氏名または代表者職氏名 4. 使用印 5. 口座内容				

**新規**  
・初めて登録する場合  
・すでに登録はあるが、公共工事の前払金や事業内容が違う為振込先口座を別で登録する場合

**変更**  
・すでに登録があり、内容に変更がある場合

**年月日**  
作成年月日を記入してください。

**前金払等複数の口座を指定するときの名称**  
すでに登録はあるが、公共工事の前払金や事業内容が違う為振込先口座を別で登録する場合  
例: 工事前払金口座、〇〇事業用口座

**契約・請求時使用印鑑**  
・見積書、契約書（請書）、請求書に押印する印鑑になります。  
・法人の場合には、実印（代表者印）もしくは※使用印  
・浸透印（シャチハタ等）は使用できません。  
※使用印・・・実印以外の印鑑。使用印を使用する場合には、事前に、東京電子自治体共同運営電子調達サービス等の登録承認が必要です。

**口座番号**  
ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、振込用口座（口座番号7桁）を記入してください。

**口座名義フリガナ**  
通帳に記載のとおり記入をしてください。

**口座振替通知書の作成希望**  
・希望しない・・・作成しない  
・希望する・・・会計課窓口での受取りのみとなりますので受取日を指定してください。  
通知書の保存期間は、振込日より6ヶ月間となります。  
なお、保存期間を過ぎた通知書は、今後作成を停止いたしますので、御注意ください。  
※口座振替通知書・・・入金情報が記載された通知書

備考

- 債権者欄の住所・氏名は、請求書と同一のものを記載し、印鑑は、請求印を押印してください。
- 記載内容を訂正する場合は、上記の印で訂正印を押印してください。
- 振込先口座を債権者以外の口座に指定した場合は、受領の委任がされたものといたします。
- ゆうちょ銀行口座を指定する場合は、必ず「振込用口座」を記載してください。
- 本書の記載内容に変更がある場合は、速やかに変更届を提出してください。なお、変更の依頼がない限り、上記の支払方法により引き続き支払わせていただきます。
- 提出先：担当課に提出してください。

担当課処理欄	
担当課	総務契約課
担当者	村山 太郎 (内線 333)
区分	① 業者 2. 各課 3. 職員 4. 非常勤特別職 5. 会計年度任用職員等 6. 各種委員等
※債権者コード	

会計課処理欄	
入力	確認

※変更届の場合に、変更する債権者コードを記載してください。(日本工業規格A列4番)

**市担当者が記載**

**区分**

- 業者・・・法人、法人格のない団体、事業を営む個人
- 各課・・・資金前渡用の各課長
- 職員・・・各職員
- 非常勤特別職・・・武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 別表1に該当する者
- 会計年度任用職員等・・・常勤、臨時
- 各種委員等・・・非常勤特別職以外の委員